ごみの野外焼却 (野焼き)は原則禁止です!



ごみの野焼きは一部例外を除き、法律により禁止されています。

※違反した場合、5年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金又は この両方が科せられます!

例外であっても<u>周辺地域へ影響を与えないことが条件</u>となっていますので、煙やにおい 等周囲に迷惑がかからないよう工夫しましょう。

また、火を使う場合は、事前に消防署岩手分署(旧 62-6119)へ連絡が必要となります。

例外として野外焼却が認められるもの



≪問い合わせ先≫ 岩手町役場 電話 62-2111 町民課 環境係 (内線 504・505) 総務課 防災交通係 (内線 203・208) まで